

- (3) 平成28年1月6日、請求人は逮捕されたこと。
- (4) 同月7日、処分庁は、同日を実施年月日として、請求人に対する保護を停止したこと。
- (5) 同月25日、請求人は釈放されたこと。
- (6) 処分庁は、同月26日を実施年月日として、請求人に対する保護停止を解除し、保護を再開したこと。
- (7) 同月28日、請求人は、精神科病院を受診後、そのまま医療保護入院となったこと。
- (8) 同年2月19日、上記精神科病院において、請求人、両親、主治医、病院メディカルソーシャルワーカー、処分庁職員同席のもとカンファレンスを行ったこと。

その際、処分庁職員が、請求人が同様の性犯罪を繰り返しているため、保護者不在での一人暮らしが可能であるかについて主治医に意見を求めたところ、主治医から、「保護的環境下での生活が必要であり、一人暮らしを再開する前に、両親と同居することが望ましい。」旨の意見があり、請求人は退院後、両親の元で生活して経過を見ることで。

- (9) 同日、処分庁が行ったケース診断会議の会議録には次のとおり記載があること。

経過（抜粋）

2016年2月19日

精神科病院において、主、主の両親、主治医、病院メディカルソーシャルワーカー、参事同席にてカンファレンス。現在医療保護入院の扱いとなっているが、両親、主より退院希望あり。（同様の性犯罪を繰り返しているため）保護者不在での一人暮らしが可能であるか主治医に意見を求めたところ「しっかりと保護的環境下での生活が必要である。」とのことで1人での生活は医療的観点から許可できないとの意見あり。このことを踏まえて両親の引き取りによる保護停止の可能性を伝え、主、主の両親に確認。話し合いの結果、退院後に●●●にあるクリニックへ父親が同行し毎日カウンセリングに通い、1ヶ月が経過した頃、病状調査により通院状況等モニタリングする。その結果を受けて保護再開か停止の継続かの判断をしていくことで意見が一致した。

検討事項

通常、親族引き取りの場合は保護廃止となるが、今後の病状調査によ

り通院状況等モニタリングを行い、その結果で保護再開する可能性があることから保護停止としてよろしいか。

検討結果

今後の病状調査の結果において、生活安定の確認がとれば保護再開の可能性のあることから保護停止とし、毎月のモニタリングを行うことで保護再開に向けての評価をしていくこととする。

- (10) 同日、請求人は退院し、両親宅での居住を開始したこと。
- (11) 同月22日付けで、処分庁は請求人に対し、「親族引取りによる経過観察」を理由として、同月20日を実施年月日とする保護停止停止処分（以下「本件処分」という。）を行ったこと。
- (12) 平成28年3月25日、請求人は、本件処分の取り消しを求めて本件審査請求を提起したこと。

2 請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取り消しを求めるものである。その理由は概ね次のとおりと解される。

- (1) 親族引取りは退院後の一時保護であり、親族による援助は、「退院後の一時保護であっても、制度上、処分庁による援助の継続は不可能である」と、虚偽の説明によるもので、当時、親族には援助の意思がなかったため。
- (2) 請求人は元々別世帯で生活保護を受けていたところ、入院し、その後退院する際、医師から、一人暮らしを再開する前に一時的に両親と同居することが望ましいとの意見があり、話し合いの結果、一時的に両親の元で生活することとなった。両親とは、世帯を同一にしたり、生計を共にしたわけではない。
- (3) (請求人が入院していた) 〇〇病院の記録によれば、両親は扶養能力が低いと、退院時の話し合いで処分庁に援助を申し出ていたが、同席した職員から「援助は制度上不可能である」と虚偽の説明を受けた。このため、両親は「援助をしない」という自己の意思決定を不当に妨げられた。
- (4) 同病院の「退院療養計画書」によれば、退院後必要となる福祉サービスとして、生活保護が明記されている。
- (5) 処分庁の担当職員は、上記の事実を、請求人が自分の意思で両親と同居し、両親が自分の意思で援助することを決めたと曲解したり、退院後、生活保護が必要であるという医師の意見を無視するなどし、事実を隠微に装

い、報告を行った。しかし実際は、請求人は退院後の一時的な両親の保護に同意しただけであり、同居の意思はなかったし、両親も経済的な援助の意思はなく、処分庁に援助を申し出ており、医師も生活保護が必要であると意見を述べている。

- (6) 以上のとおり、請求人が現在、両親の元にいるのは、医師の指示に従った一時的なものに過ぎず、請求人は自分の意思で両親と世帯や生計を同一にはしていないし、両親には請求人の経済的援助をする意思はなく、医師は退院後は生活保護が必要と述べているのだから、保護の必要性がなくなったとは到底いえない。
- (7) 以上のことに鑑みれば、本件処分は、処分庁職員の曲解した報告に基づいたものであること、特別な事情が一切考慮されていないこと、職員が虚偽の説明をし、親族の意思決定を妨害したことなどから、その不当性は明らかであり、処分庁は直ちに本件処分を取り消した上、請求人の保護を退院日に遡り再開しなければならない。
- (8) 請求人が入院した理由は、請求人が、薬による重度の副作用を発症したからである。
- (9) 〇〇病院を退院する際の話し合いで、医師より、一人暮らしを再開する前に、両親と同居することが望ましいとの意見があり、請求人と両親との話し合いの結果、1か月を目途に実家で同居することを決めた。
- 〇〇病院の記録によれば、話し合いに同席した処分庁職員は、その際に、「ずっと両親と同居するわけではないと考えてほしい」、「その後の医師の意見によっては、(処分庁の判断で)また保護を再開させることができる」と発言している。
- 以上のことから、両親との同居は、一人暮らしを再開する前の一時的なもので、請求人の帰住先は、元々一人暮らしをしていた場所であることは明らかである。
- (10) 話し合いの場で、両親が処分庁に経済的援助を申し出たところ、「一時的な同居であっても、同居をしてしまうと制度上保護の継続は不可能である」と説明した。
- (11) 処分庁は、請求人の退院後の帰住先が、元々一人暮らしをしていた場所であることを理解していたにも関わらず、一定期間請求人の居宅を維持することを暗黙のうちに放棄し、扶養能力の低い両親に対し、「制度上保護の継続は不可能である」と虚偽の説明をし、不当に経済的負担を全て押しつ

けた上で、退院の即日、請求人の保護を停止した。

かかる事実は、法第9条ないし第10条の趣旨に反していることが明らかであり、処分庁は直ちに本件処分を取り消した上、少なくとも一定期間は、請求人の帰住先となる居宅を維持しなければならない。

- (12) 処分庁の主張に、親族が引き取り経過観察を行うため、保護を停止することで了承されたとあるが、これこそ請求人が審査請求で記した曲解であり、実際は、請求人が元々住んでいた住居に戻ることを前提に、両親は1か月程度を目処として一時的に引き取ることを了承したものである。

停止処分の了承についても、積極的なものではなく、話し合いの場で、請求人の保護の継続を求め、「せめて、家賃だけでも」と申し出たにもかかわらず、「同居してしまうと制度上継続できない」といった単純な説明だけをし、今回の請求人のケースのような場合など、事情によっては、保護を継続できるという事実を隠し、止むなく承知させただけである。現に法第10条規定の世帯単位の原則においては、止むを得ない事情がある場合には、同居の状態であっても、世帯を分けて見ることができる旨の内容が記されている。

請求人は元々、別世帯で生活していたところ、医師の指示で一時的に両親の元で生活するように言われただけなのだから、それに乗ずるような形で保護を停止にしたところの決定は失当と言わざるを得ない。

- (13) 処分庁の主張によれば、処分庁は法第9条の規定による必要即応の原則や法第10条の規定による世帯単位の原則なども含め、制度について説明し、親族が引き取ったため保護を停止にし、了承も得ているとあるが、そのような具体的な説明などはなく、処分庁は「同居すると制度上援助できなくなる」と、虚偽と言って何ら差し支えない説明に終始し、両親も自ら積極的に引き取り請求人を扶養する意思など示していない。

- (14) 以上のとおり、処分庁の弁明は、事実と反した内容であり、本件処分の正当性は認められない。よって本件処分を取り消す裁決を求める。

3 処分庁の主張

次の理由により、本件審査請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

- (1) 法第8条第1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とすることとされ、これを受け厚生労働

大臣は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）を定めている。また、法第26条の規定により、保護の実施機関は、法の定めるところにより被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

- (2) 本件処分は、処分庁職員が、平成28年2月19日に請求人の入院先の病院において、主治医、メディカルソーシャルワーカー、請求人、請求人の両親を交えケースカンファレンスを行い、退院後の単身生活や病状などを鑑み、また請求人や請求人の両親がケースカンファレンス当日の退院を希望していたこともあり、親族が引き取り経過観察を行うため、保護を停止することで了承されたものである。

さらには、同日、処分庁に於いてケース診断会議を開催し、担当ケースワーカー以外のケースワーカーや査察指導員の意見を聴取し、請求人の生活状況の経過を観察する必要があると判断した。

以上のことを踏まえ、請求人が同日に退院したため、親族引き取りによる経過観察を決定理由として、退院日翌日の同月20日付けの保護停止決定（本件処分）を同月22日に行い、請求人に保護決定通知書を送付したものである。

- (3) 審査請求の理由のうち、「虚偽の説明に基づいたもので、当時、親族には援助の意思がなかったため」については認めることはできない。処分庁は、上記(2)で述べたように、退院日当日にケースカンファレンスを行っており、その中で法第9条の規定による必要即応の原則や法第10条の規定による世帯単位の原則なども含め、保護制度について再度説明するとともに、親族（請求人の両親）の引き取りによる経過観察のため保護が停止となることについても説明したところ、請求人の両親も了承されている。
- (4) 以上により、本件審査請求は理由がないものとして棄却されるべきである。

4 判断

本件審査請求については、以上の事実並びに請求人及び処分庁の主張を踏まえ、次のとおり判断する。

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用する

ことを要件として行われる。」と規定し、同条第2項は、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定している。

そして、扶養の程度について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社保発第246号厚生省社会局長通知）第5の2の（5）のイにおいて「直系血族（生活保持義務関係にある者を除く。）（中略）においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度」を標準とすると示され、他方、扶養の方法については、引き取って扶養するか、或いは引き取らないで金銭又は物品を贈って扶養するかの問題であると解されている。

- (2) また、法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と規定している。
- (3) 保護を停止する場合の取扱いの基準について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の12は、「当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であつて、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される時。（後略）」としている。
- (4) これを本件についてみると、処分庁は、事実（8）のとおり、病院において実施したカンファレンスにおいて、両親が請求人を引き取ることになったことから、同日のケース診断会議による検討を経て、「親族引取りによる経過観察」を理由として、本件処分を行ったものと認められる。
- (5) したがって、保護停止決定処分の要件である法第26条の「保護を必要としなくなったとき」に該当するかについて、以下検討する。
- (6) 事実（1）のとおり、請求人は元々両親とは別世帯であつて、両親とは別の居住場所を有していたが、事実（8）のとおり、退院にあたって主治医から保護的環境下において生活する必要性があるとされたことから、経過観察を行うため、両親のもとで生活することになったものである。
- (7) 処分庁は、事実（9）の会議録に「退院後に●●●にあるクリニックへ父親が同行し毎日カウンセリングに通い」とあることから、通院により相応

の医療費が発生することを認識していたといえる。また、請求人の元の居宅については、帰来可能性も残る状況において、速やかに賃貸借契約の解約手続を行わない限り家賃が発生し続けることは容易に推測し得る。しかしながら、処分庁が、両親に対し、これらの費用まで含めて扶養する能力及び意思があるのか、引き取りにより自分達の生活を損なうことはないか等について、聞き取りを行うなどして十分に確認したと認めるに足る事実 は認められなかった。

- (8) 処分庁は本件処分の適法性の理由として、請求人及び両親の了承があった旨を主張するが、そもそも被保護者や引き取りを行う者の同意自体は保護停止決定処分の要件ではない。

また、請求人は、両親による引き取りの了承は一時的なものに過ぎず、継続的に請求人を扶養する意思はなかった旨を主張しており、処分庁からは、引き取りに際して両親からの扶養届等、両親に扶養能力があり、かつ扶養する明確な意思があったことを証明する資料は提出されていない。

さらに、事実(2)のとおり、保護開始当時に両親から提出された書面には、自分達の生活で苦しいため金銭的援助はできない旨が記載されており、その後、両親の収入が増加する等の経済的な状況の変化により、請求人に対する扶養が可能になったという特段の事情は認められない。

- (9) 以上のことからすれば、処分庁は、退院後も請求人に発生する医療費等を含めて、両親に扶養する意思及び能力があるか等について、扶養届を提出させること等によって確認すべきであったといえる。

しかしながら、処分庁は、これらの調査、確認を十分に行わないまま、退院の翌日を実施年月日として本件処分を行ったものであり、本件処分はその手続に瑕疵があると言わざるを得ない。

- (10) 以上のことから、本件処分は、法第26条に定める要件「保護を必要としなくなったとき」に該当するかの調査、確認を十分に行わないままなされたものであり、その手続において看過できない瑕疵がある。

以上により、本件処分は取り消されるべきとする請求人の主張に理由があるから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年3月22日

神奈川県知事

黒岩 祐治

